

令和7年度第7回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月15日(水)
午前9時30分 ～ 午前10時40分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	欠席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	欠席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 4 名

傍聴人なし

令和7年度第7回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 16 名、欠席委員は 2 名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和7年度第7回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 12 番、坂田謙祐委員と、議席番号 13 番、伊田喜弘委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 3 筆で、合計面積は 3,620 m²、位置図は 4、5 ページ、公図は 6 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から西北西へ、約 1.8 km に位置する農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、耕作が困難な譲渡人の申し出に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、水稻を作付けする予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 2 筆で、合計面積は 6 3 5 m²、位置図は 7、8 ページ、公図は 9、1 0 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から西南西へ、約 1 k m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、市外在住で維持管理が困難な譲渡人の申し出に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、南瓜、玉ねぎ、ブロッコリー等の野菜をローテーションで栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 2 筆で、合計面積は 1, 4 0 6 m²、位置図は 1 1、1 2 ページ、公図は、1 3 ページから 1 5 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から北北東へ約 1. 5 k m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、耕作が困難となりつつある譲渡人の要望に、親族である譲受人が応じ、新規で農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、かぼちゃ、キュウリ、ジャガイモ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

2 ページに戻りまして、4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 2 筆で、合計面積は 1 5 5 m²、位置図は 1 6、1 7 ページ、公図は、1 8 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から東南東へ約 5 0 0 m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、自家消費するための野菜を栽培したい譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅の [REDACTED] であり、譲受後は、トマト、茄子、胡瓜等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 3 ページをお開きください。5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田 1 7 筆で、合計面積は 2 4, 7 5 7 m²、位置図は 1 9 ページから 2 2 ページ、公図は、2 3 ページから 3 0 ページをご覧ください。

申請地は、J R 山陰本線黒井村駅から北東へ約 6 0 0 m から 7 0 0 m に位置し、1 1 6 8 番 1 が農業振興地域内の農用地、その他の筆が過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、営農型太陽光発電設備を設置する予定である借受人の要望に、各貸付人が応じたものでございます。申請地は、借受人の会社から約4kmの距離に位置し、借受後、営農型太陽光発電設備の下部農地で、水稻、大豆、玉ねぎを栽培する予定であり、20年間の賃借権の設定となっております。

各譲受人等は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年10月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請内容は、譲渡人は、高齢で耕作が困難なことから、3筆とも以前から耕作していた譲受人に贈与するものです。譲受後は、水稻の作付けをするもので、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番及び3番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号4番、松倉です。2番及び3番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年10月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

まず2番の案件についてですが、2筆のうち、1筆は道路に面しており、ある程度の管理がされている農地で、耕作するのに問題はなさそうでしたが、1筆は

かなり荒れている状態でした。ただ、譲受人は認定農業者で、地元でも中心の方ですので、問題ないと思われます。

続いて3番の案件についてですが、すでにビニールハウスでは玉ねぎを、ビニールハウス外でも様々な野菜が作付けられている農地でした。譲受人は新規で農業をされるそうですが、譲受人と譲渡人との関係は親戚とのことで、農機具は譲渡人から借りつつ、農業技術も譲渡人から教えてもらうとのことですので、今後に期待したいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

議席番号16番、河本です。4番の案件について、現地確認の結果を報告いたします。令和7年10月7日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

現地は、XXXXXXXXXXに接した農地で、長年、畑として利用してきたところです。現在も野菜が植えられ、きれいに管理されています。何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番、田上です。5番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年10月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

現地は約2haぐらいありますが、ほ場はすべてセイタカアワダチソウが繁茂していました。水稻や玉ねぎ等の栽培をやりながら、その上で営農型太陽光発電をやるということですが、20年間の賃借権ということで、遊休農地が解消されますのでいいのではないかと思います。問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書31ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は985㎡、位置図は34、35ページ、公図は36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。申請地は、下関市役所安岡支所から北東へ約1.1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。

転用目的は、トレーラーハウスを美容院及びレンタルルーム用として設置したところ、利用申し込みが増加し、来客用駐車場が不足しているためこの度の計画に至ったもので、高齢のため耕作困難となった譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人が、申請地と併せて譲渡人から購入する土地1筆と、建設省や山口県が所有する公衆用道路及び用悪水路3筆、法定外公共物のみであり、施工に必要な申請書が提出されており、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。なお、申請地に隣接した農地はありません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

31ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は277㎡、位置図は38、39ページ、公図は40、41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南南西へ約1.6kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」

でございます。

転用目的は、事業所内に駐車場がないことから、駐車場の整備を目的に居宅兼事務所の敷地拡張を行うもので、譲受人の要望に譲渡人が応じたものでございます。贈与による所有権の移転となっております。

一体利用地は譲受人の所有地1筆であり、土地所有者として承諾しております。また、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。なお、申請地に隣接した農地はありません。汚水は、単独浄化槽で処理され、生活雑排水と雨水とともに、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は追認案件で、令和6年頃より、譲受人が、譲渡人の承諾を得て事業所用駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書32ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑2筆で、転用面積は419㎡、位置図は43、44ページ、公図は45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から北北西へ約1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」でございます。

転用目的は、山陽新幹線の高架橋柱の耐震補強工事を行うにあたり、一時的に事務所、倉庫、トイレを設置するもので、借受人の要望に貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定で、一時的な利用となります。

一体利用地は、貸付人の所有地2筆であり、土地所有者として承諾しております。また、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。なお、申請地に隣接した農地はありません。し尿はくみ取り式、生活雑排水と雨水は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、「一時的な利用」であることから、令和9年6月30日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

32ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田3筆で、転用面積は1,414㎡、位置図は47、48ページ、公図は49ページ、土地利用計画図は50ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から北北東へ約500mに位置している

「第2種農地」でございます。該当条文は議案書記載のとおりで、転用目的は、土木工事に必要な砂利、真砂土、コンクリート製品及び工事用車両等の置場を整備するもので、借受人の要望に貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。なお、申請地に隣接した農地はありません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路以外の水路及び道路側溝を通じて、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は追認案件で、令和5年頃より、借受人が、資材置場として使用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、「許可後3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付して許可することとし、事業の実施状況が提出された場合は、農業委員と事務局職員又は事務局職員で現地調査を行い、総会にて報告することといたします。

総会議案書33ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、転用面積は1,864㎡、位置図は51、52ページ、公図は53ページ、土地利用計画図は54ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から東南東へ約800mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、地域の環境保全や景観美化、観光促進に貢献するため、庭園を整備するもので、借受人の要望に貸付人が応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は、貸付人の所有地3筆であり、土地所有者として承諾しております。また、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。なお、申請地に隣接した農地はありません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、土水路を通じて河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号 5 番、田崎です。1 番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和 7 年 10 月 8 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。

申請地は、下関済生会総合病院の近くの旧農免道路に面した農地です。譲受人は済生会総合病院の裏側にありますトレーラーハウスの利用者の駐車場の整備を計画し、譲渡人は高齢のため耕作が困難になり、他に農作業の委託先も見つからないことから譲受人の申出に応じたものです。

周辺は耕作放棄地が広がり、宅地化が進んでおり、致し方ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2 番の案件につきまして、議席番号 11 番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

議席番号 11 番、河本です。2 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 10 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地確認を行いました。

今回の申請については、事業の拡大に伴い、車の台数も増え駐車場が足りないということで、駐車場を整備するものです。今回の件は、追認案件となっており令和 6 年頃から事業所の裏側の農地を駐車場として利用していたことから、始末書も提出されております。致し方ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3 番の案件につきまして、議席番号 3 番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号 3 番、新久保です。3 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。令和 7 年 10 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。

申請内容ですが、借受人は木屋川の河川内に設置している新幹線高架橋柱の耐震補強工事に伴い、事務所、倉庫、トイレ等の設置が必要なため、現在耕作していない貸付人に申し出たものです。賃貸借による権利設定です。

隣接する農地はなく、雨水は道路側溝に放流し、仮設トイレは汲み取り方式です。工事終了後は、原状回復する旨の誓約書が提出されており、問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。4番の案件について、ご報告いたします。令和7年10月6日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地の所有者である貸付人が代表を務める会社が借受人となり、資材置場として利用する内容ですが、申請地は数年前から資材置場として利用されており、始末書が添付されておりました。申請地から国道を挟んだ反対側には水田が広がっていますが、雨水は道路側溝等で処理され、汚水の発生も無いことから問題ないと判断し、追認案件ではありますが、転用許可は致し方ないものと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。5番の案件について、ご説明いたします。令和7年10月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は、JR川棚温泉駅と湯町を結ぶ中間地点の県道沿いで、使用貸借による権利の設定で、庭園を整備する計画です。貸付人は、高齢のため管理に苦慮していたところ、借受人である■■■■から地域の環境保全、景観美化、観光促進に貢献するとともに、地域住民の憩い、交流の場として、イングリッシュガーデン風の庭園として整備するため、無償で借り受けたいとの申出があり、応じることにしたものです。一体利用地3筆の宅地を含めて、2,493㎡でかなり広い用地です。

現況は、花木、果樹等が全体に植えられていて、管理されている土地です。汚水はなく、雨水は自然流下で、農業用排水路以外の河川に放流されます。用途

区域内の第3種農地であり、問題はないと思います。工事期間は2か年の計画となっています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 現況確認について」をお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書55ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は561㎡、申請地の位置図は57、58ページ、公図は59ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR下関駅から西南西へ、約1.2kmに位置する土地でございます。

令和7年10月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は竹林化していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

55ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は2.39㎡、申請地の位置図は60、61ページ、公図は62ページをご覧ください。申請地は、JR下関駅から北へ約1.3kmに位置する土地でございます。

令和7年10月8日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は狭小、不整形な土地でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当し、「非農地」との判断になっております。なお、現地調査申し合わせ事項において、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号の場合は、最適化推進委員の現地調査を求めている旨、申し添えます。

55ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のと

おりでございます。登記地目は田1筆で、面積は2,042㎡、申請地の位置図は63、64ページ、公図は65ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所吉田支所から南へ約900mに位置する土地でございます。

令和7年10月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書にも記載しておりますが、申請地は至ることが困難でしたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第5号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書56ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は1,381㎡、申請地の位置図は66、67ページ、公図は68ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から南西へ約400mに位置する土地でございます。

令和7年10月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、申請地は山林化していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。1番及び2番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年10月8日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

まず、1番の案件ですが、現地は彦島の山の裾野にありまして、周辺を含め竹林化しておりましたので、「非農地」と判断いたしました。

2番の案件ですが、61ページの写真がわかりやすいかと思いますが手前の開けた所は公園です。申請地は、公園の土手のようにも見えますが、なぜここが農地として残ったかなという感じです。全く、耕作ができるような場所ではありませんので、「非農地」と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。3番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年10月6日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、15年以上前から耕作しておらず、雑草等が繁茂していました。申請地は、周囲の農地より2m以上低く申請地に至ることが困難なことから、調査した3名全員が「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。4番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年10月6日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました。

申請地の一部に栗や柿の木がありましたが、長年管理されておらず、大半は雑木等で山林化しており、周辺は山林に囲まれた状態でしたので、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定に

ついて」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書 69 ページをお開きください。本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1 番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は 70、71 ページ、公図は、72 ページ、土地利用計画図は、73 ページをご覧ください。申出地は、下関市役所内日支所から北北東へ約 3.8 km に位置する農地です。

計画変更の理由は、農業用機械や資材の倉庫及び育苗施設を設置するものでございます。本件は、用途区分の変更で、軽微な変更となります。

また、本件については、申出地の一部は、昭和 50 年代後半より、農業用機械や資材の倉庫が建設され、農地以外として利用されていたことから、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 13 番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

議席番号 13 番、伊田です。1 番の案件について、調査結果をご報告いたします。令和 7 年 10 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地調査を行いました。

申出者は、株式会社組織の営農法人で、担い手の少ない中山間地域で積極的に農地の集積を進めています。内日及び菊川町檜崎地区の地域計画に関係する「農業を担う者」として、地域にとってはなくてはならない存在となっています。営農面積は、約 75 ha ですが、現在内日地区で進めている農業競争力強化農地整備事業の推進とともに集積を進め、100 ha の集積を目指しています。

このたびの農業振興地域整備計画の変更申出は、水稻の育苗エリアの確保と農機具等の収納倉庫等を確保するための用途区分の変更です。用途区分変更

より周辺農地に与える影響はなく、問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、まず「議案第４号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して、回答を下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に、日程第５「議案第５号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書７４ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、７５ページから７９ページの「１．農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和７年１０月３１日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第５号関係資料」の１ページから３ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第 6「議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書 80 ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2 段階方式の手続きに関するものとなります。

1 番、内容につきましては、81 ページから 83 ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（令和 7 年 10 月 31 日公告予定分）」をご覧ください。1 番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。

2 番、内容につきましては、84 ページから 86 ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（下関区域分）」と、87 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。2 番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。

別紙「議案第 6 号関係資料」の 1 ページから 3 ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4 ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

今後の事務処理についてですが、本議案について「意見決定」をいただいたのち、下関市長に対し、その意見の回答を行います。

その後、下関市長から山口県農地中間管理機構に対し集積案を提出し、機構から下関市長に対し認可申請がなされたのちに、令和7年10月31日付けで市が公告を行います。

配分に関しましては、下関市長から機構に対し配分案を提出し、機構から山口県知事に対し認可申請がなされたのちに、令和7年12月19日付けで県が公告を行う予定となっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第7「報告第1号」から日程第20「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会報告書1から5ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、17件ございました。

6ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

7ページ、報告第3号「農地法の規定による事業計画変更届出の撤回について」は、1件ございました。撤回理由は、議案書記載のとおりでございます。

8 ページ、報告第 4 号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1 件ございました。撤回理由は、議案書記載のとおりでございます。

9 ページ、報告第 5 号「農地転用事業計画の変更届出」は、1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

10 ページ、報告第 6 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について」は、3 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

11 ページ、報告第 7 号「農地法施行規則第 53 条の規定による転用届出について」は、1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、通知を交付いたしました。

12 ページ、報告第 8 号「現況確認について」は、1 件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

16 ページ、報告第 9 号「農地造成届について」は、1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

23 ページ、報告第 10 号「農地造成期間延長願について」は、2 件ございました。番号 2 番の期間延長願の内容の記載に一部誤りがありましたので、本日お配りしております、報告書の訂正も併せてご覧ください。大変申し訳ございませんでした。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

24 ページ、報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が 6 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

26 ページ、報告第 12 号「農地の転用事実に関する証明について」は 2 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

27、28 ページ、報告第 13 号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております。

29 ページ、報告第 14 号「令和 7 年度第 6 回総会議案第 3 号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第7回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻10時40分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....